

# 宇城市企業クラブ規約

(第 1 0 版)

令和 7 年 5 月

## 宇城市企業クラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、宇城市企業クラブ（以下、「クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 クラブは、各種の情報交換等を通じて会員相互の交流を深めるとともに、宇城市及び周辺地域と各企業との連携を強化することにより、会員企業の発展と宇城市全体の地域活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と交流を図る。
- (2) 企業経営研修、社員教育研修に関すること。
- (3) 人材確保に関すること。
- (4) 福利厚生、レクリエーション及び労働安全衛生の推進に関すること。
- (5) 地域との共生、連携を推進すること。
- (6) 関係機関及び団体との連携に関すること。
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業。

(会員)

第4条 クラブの会員は、クラブの趣旨に賛同し宇城市に事業所等を置く法人（以下、「会員」という。）とする。

2 クラブに、賛助会員を置くことができる。

(入会退会)

第5条 会員になろうとするものは、会員の2社以上又は公の機関の推薦を添えて別に定める入会申込書（別記第1号様式）を会長に提出し、役員会の過半数の承認を得なければならない。

2 退会しようとするものは、別に定める退会届（別記第2号様式）を会長に提出するものとする。

(組織)

第6条 クラブは、研修委員会・地域活動委員会・会員交流委員会・総務委員会で構成する。

2 各委員会に、委員長・副委員長及び幹事を置く。

(役員)

第7条 クラブに、次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会 長  | 1 名 |
| (2) 副会長  | 2 名 |
| (3) 会計監査 | 2 名 |
| (4) 幹 事  | 4 名 |

- (5) 委員長 4名
- (6) 副委員長 4名
- (7) 名誉会長 1名
- (8) 相談役 1名

2 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、クラブを代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは会長の職務を代行する。
- (3) 会計監査は、クラブの事業及び会計の執行状況を監査する。また、会計監査は他の職と兼職することができる。
- (4) 役員は、役員会を構成し、本規約に定める事項を審議し決定する。

3 役員は、総会において選任する。

4 会長、副会長及び会計監査、幹事の任期は、2年とし、各委員会委員長及び副委員長の任期は1年とする。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。  
ただし、役員の再任を妨げない。

5 役員退任後において次に所属する委員会は、役員会で決する。

(会議の種別)

第8条 クラブの会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

2 総会は、会員及び賛助会員をもって構成し、役員会は役員をもって構成し、幹事会は会長、副会長、会計監査、幹事、名誉会長及び相談役をもって構成する。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。ただし、役員会において必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、総会の議長は会長がこれにあたる。

3 総会は、会員の過半数（委任状も含む。）の出席により成立し、議事は出席した会員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業計画及び収支予算の承認
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 役員の選任
- (5) その他、クラブの事業運営に関して重要な事項

(役員会及び幹事会)

第10条 役員会及び幹事会は、会長が招集する。

2 役員会は、役員の過半数の出席により成立し、議事は出席した役員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 入会申請の承認に関する事項
- (4) 臨時総会の開催に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しないクラブの事業執行に関する事項

4 幹事会は、必要に応じ開催し、本会の運営に関する具体的な事項を検討する。

(事務局)

第11条 クラブの事務を処理するため、宇城市経済部商工観光課に事務局長を置く。また、宇城市商工会に事務局次長を置き、クラブ会計を兼務する。

(会計)

第12条 クラブの経費は、会費、負担及びその他の収入をもってあてる。

2 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。ただし、クラブが設立された年度の会計年度は、クラブ設立の日から始まるものとする。

(会費)

第13条 クラブの入会金は、10,000円とする。ただし、平成19年4月1日以降入会した会員から徴収するものとする。

2 クラブの年会費は、24,000円(年額)とする。

3 会員が退会しても、当該年度の年会費は返還しない。

(推薦)

第14条 クラブは、公職選挙法の適用を受ける選挙に関しては、いかなる候補者に対してもこれを推薦しない。

年 月 日

宇城市企業クラブ

会 長 様

申請者 住 所

団体名

代表者職氏名 印

## 宇城市企業クラブ入会申請書

本社（団体）は、宇城市企業クラブ設立の趣旨に賛同し、会費を納入してその活動に意欲を持ち参加しますので、会員に加えさせていただきますよう申請いたします。

記

1 業 種 \_\_\_\_\_

2 従業員数 \_\_\_\_\_ 名

3 連絡先 (1) TEL \_\_\_\_\_  
(2) FAX \_\_\_\_\_  
(3) 担当者 所属・氏名 \_\_\_\_\_

4 推薦人署名欄

(1) 会員名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

(2) 会員名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

年 月 日

宇城市企業クラブ

会 長

様

申請者

住 所

団 体 名

代表者職氏名

印

## 宇城市企業クラブ退会届

本社（団体）は、下記の理由により宇城市企業クラブを退会しますので、お届けします。

記

### 1 退会の理由

---

---